

第247回東京都都市計画審議会

説 明 資 料

令和6年11月

東 京 都

令和6年11月15日
都 市 整 備 局

第247回東京都都市計画審議会 資料一覧

資料1 議案一覧表

資料2 第247回東京都都市計画審議会議案・資料（薄茶色表紙）

資料3 第247回東京都都市計画審議会議案・資料 別冊（桃色表紙）
委員の異動報告・委員名簿・幹事名簿

資料4 第247回東京都都市計画審議会議案・資料 別冊（クリーム色表紙）
意見書の要旨

第247回東京都都市計画審議会議案一覧表

○ 都市計画決定・変更案件について

議 事 日 程	議 題		
	議 題 番 号	内 容	名 称 等
日 程 第 1	議第7672号	多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画及び町田都市計画下水道	変更 多摩川右岸南多摩流域下水道
日 程 第 2	議第7673号	東京都市計画地区計画	変更 六本木・虎ノ門地区地区計画
	議第7674号	東京都市計画地区計画	変更 広町地区地区計画

委員の異動報告

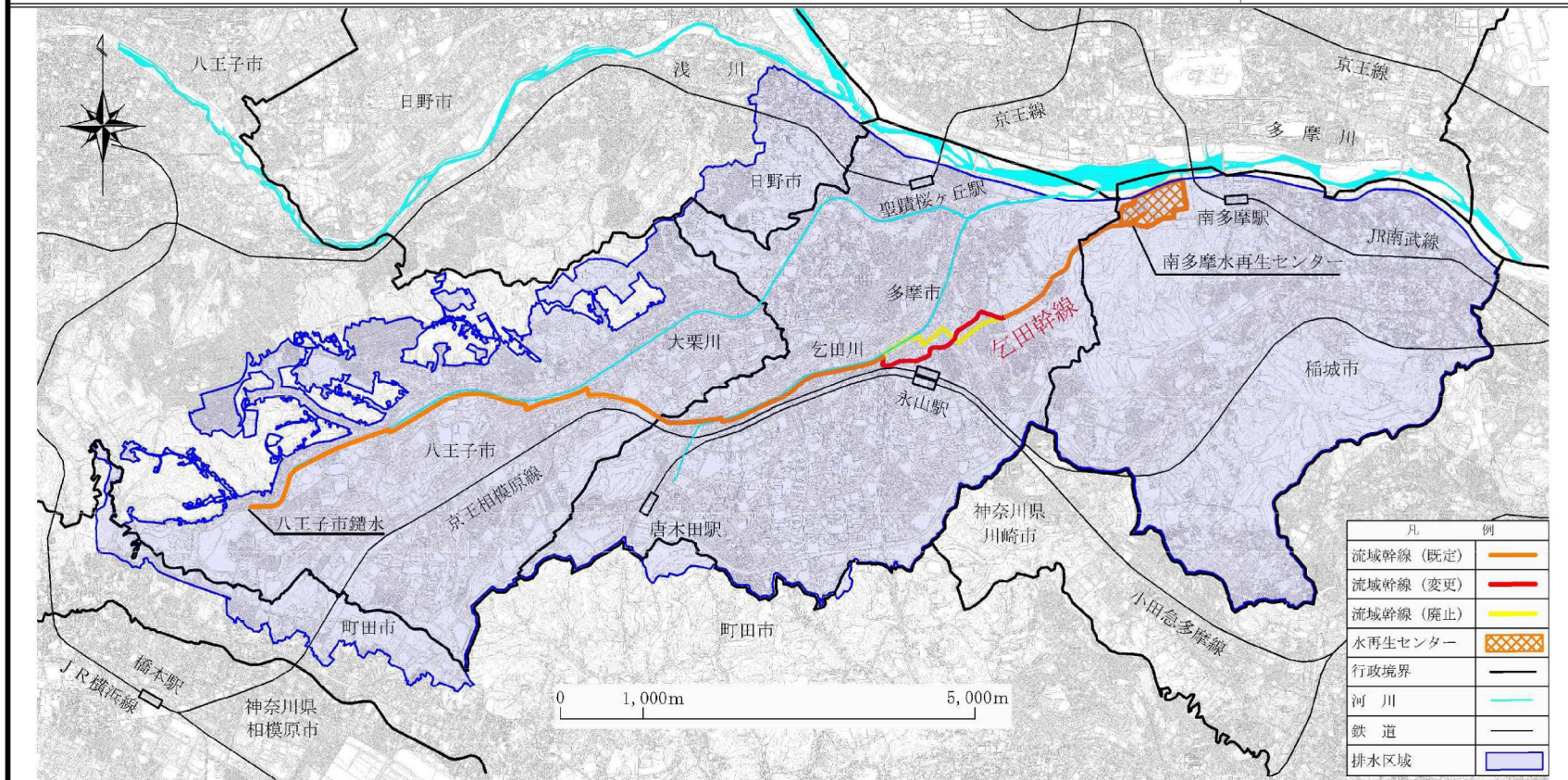
議席 番号	現 委 員		前 委 員	
	職 名	氏 名	職 名	氏 名
18番	東京都議会議員	斉藤 やすひろ	東京都議会議員	中 山 信 行
29番	東京都議会議員	西 沢 けいた	東京都議会議員	竹 井 ようこ

東京都都市計画審議会委員名簿		
(令和6年11月15日)		
議席番号	現 職	氏 名
会 長	東日本建設業保証株式会社相談役	原 田 保 夫
1 番	東京都議会議員	鈴 木 章 浩
2 番	財務省関東財務局長	日 黒 克 幸
3 番	東京都農業会議会長	青 山 侑
4 番	東京都議会議員	柴 崎 幹 男
5 番	農林水産省関東農政局長	安 東 隆
7 番	東京都議会議員	伊 藤 大 輔
8 番	足立区長	近 藤 弥 生
9 番	港区議会議長	鈴 木 たかや
10番	経済産業省関東経済産業局長	佐 合 達 矢
11番	東京商工会議所常議員	中 村 節 雄
12番	東京都議会議員	尾 崎 大 介
13番	国土交通省関東運輸局長	藤 田 礼 子
14番	横浜国立大学大学院都市イノベーション 研究院教授	松 行 美帆子
15番	東京都議会議員	加 藤 雅 之

16番	国土交通省関東地方整備局長	岩 崎 福 久
17番	東京農業大学地域環境科学部教授	水 庭 千鶴子
18番	東京都議会議員	斉藤 やすひろ
19番	東村山市長	渡 部 尚
20番	国立市議会議長	高 柳 貴美代
21番	東京都議会議員	原 田 あきら
22番	NPO法人持続可能な社会をつくる元気 ネット理事長	鬼 沢 良 子
23番	東京都議会議員	尾 崎 あや子
24番	警視総監	緒 方 禎 己
25番	大妻女子大学社会情報学部教授	松 本 暢 子
26番	東京都議会議員	中 田 たかし
27番	消防総監	吉 田 義 実
28番	早稲田大学創造理工学部教授	佐々木 邦 明
29番	東京都議会議員	西 沢 けいた
30番	瑞穂町長	杉 浦 裕 之
31番	日の出町議会議長	東 亨
32番	株式会社ドリームインキュベータ取締役	宇 田 左 近
33番	弁護士	町 野 静

多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画
及び町田都市計画下水道
多摩川右岸南多摩流域下水道 位置図

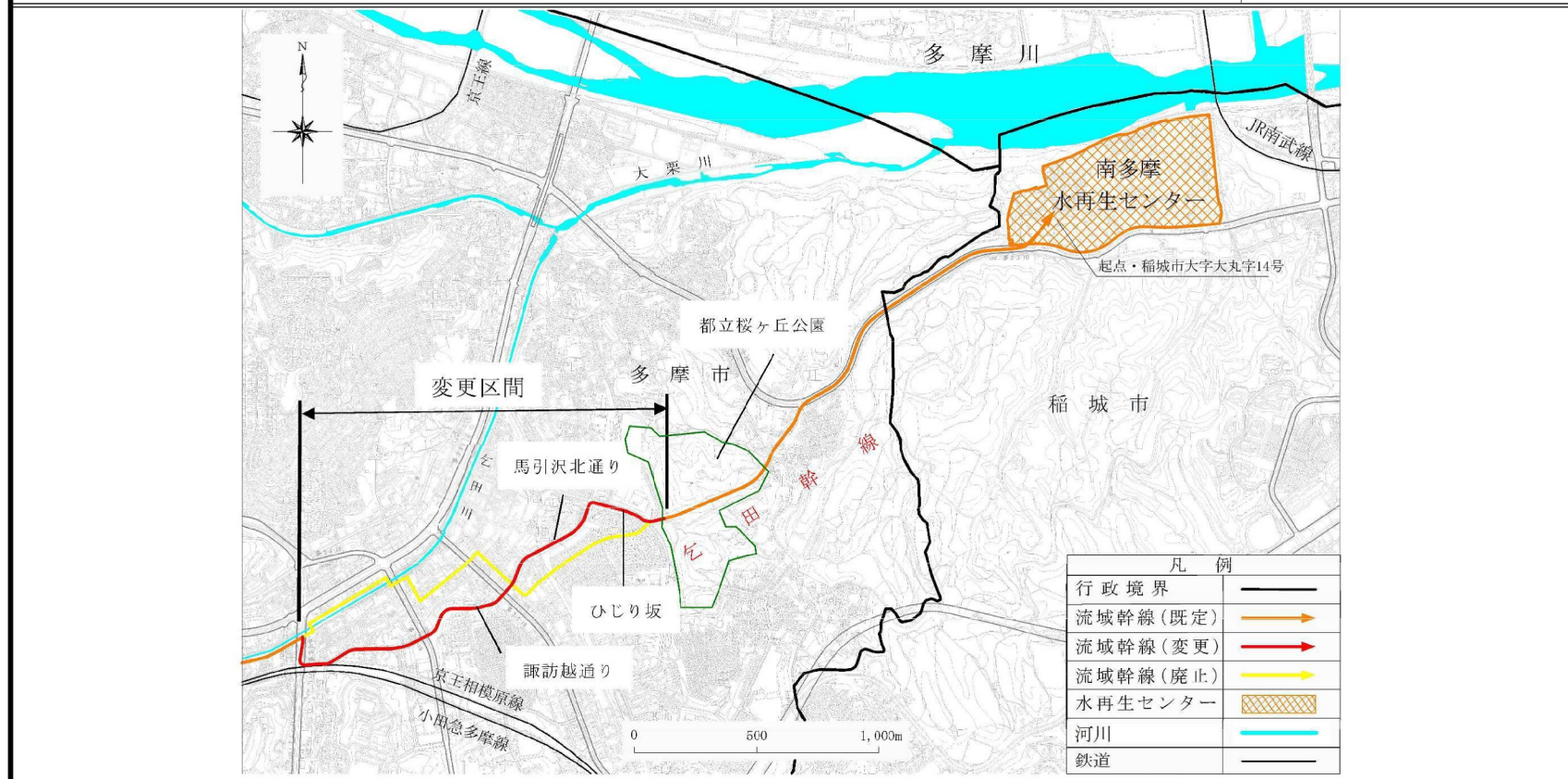
〔東京都決定〕



この地図は、国土地理院の承認（平成24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（1：2,500）を使用（5都市基交第1679号）して作成したものである。
無断複製を禁ずる。（承認番号）5都市基交都1679号、令和6年2月15日

多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画
及び町田都市計画下水道
多摩川右岸南多摩流域下水道 計画図

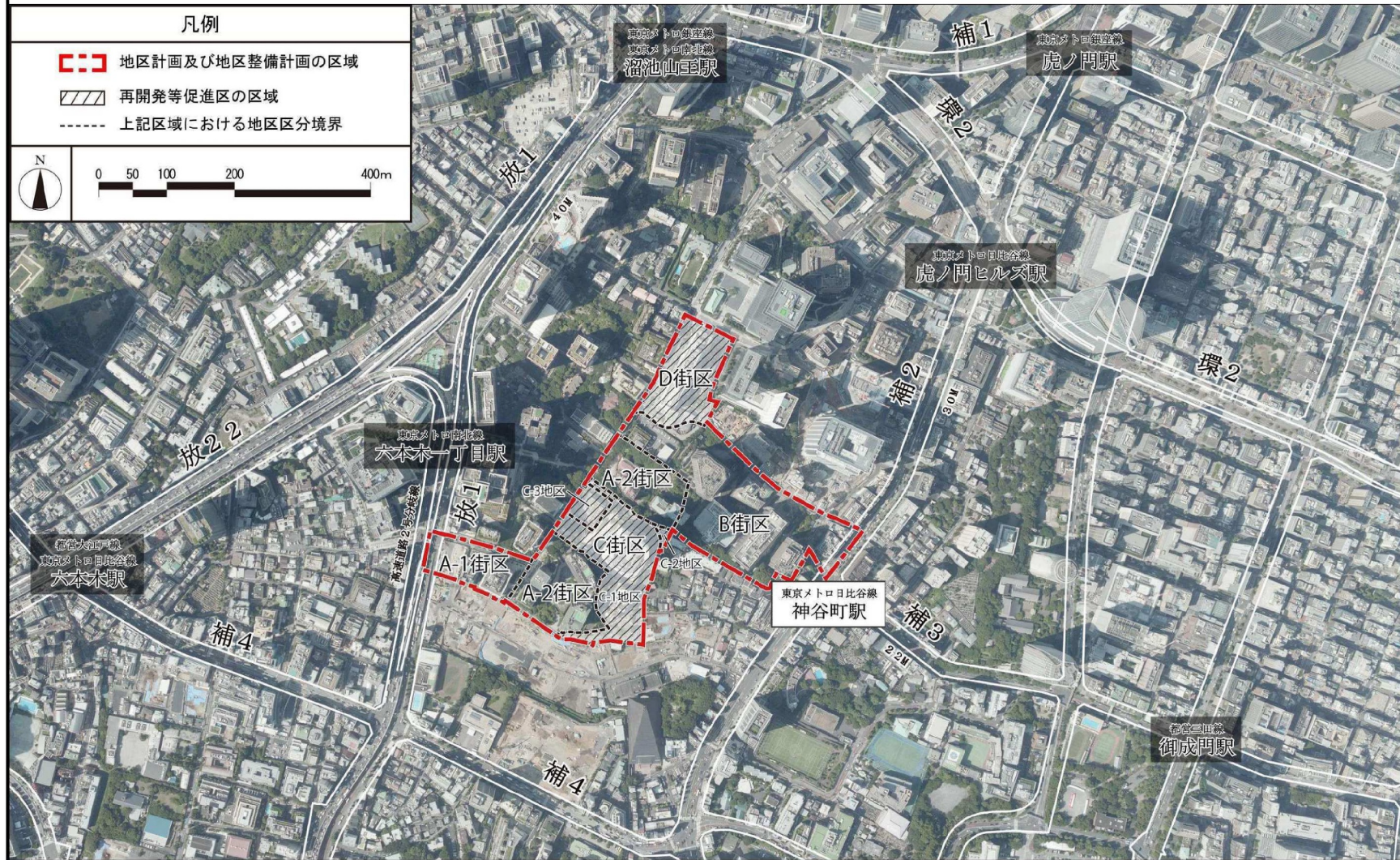
〔東京都決定〕



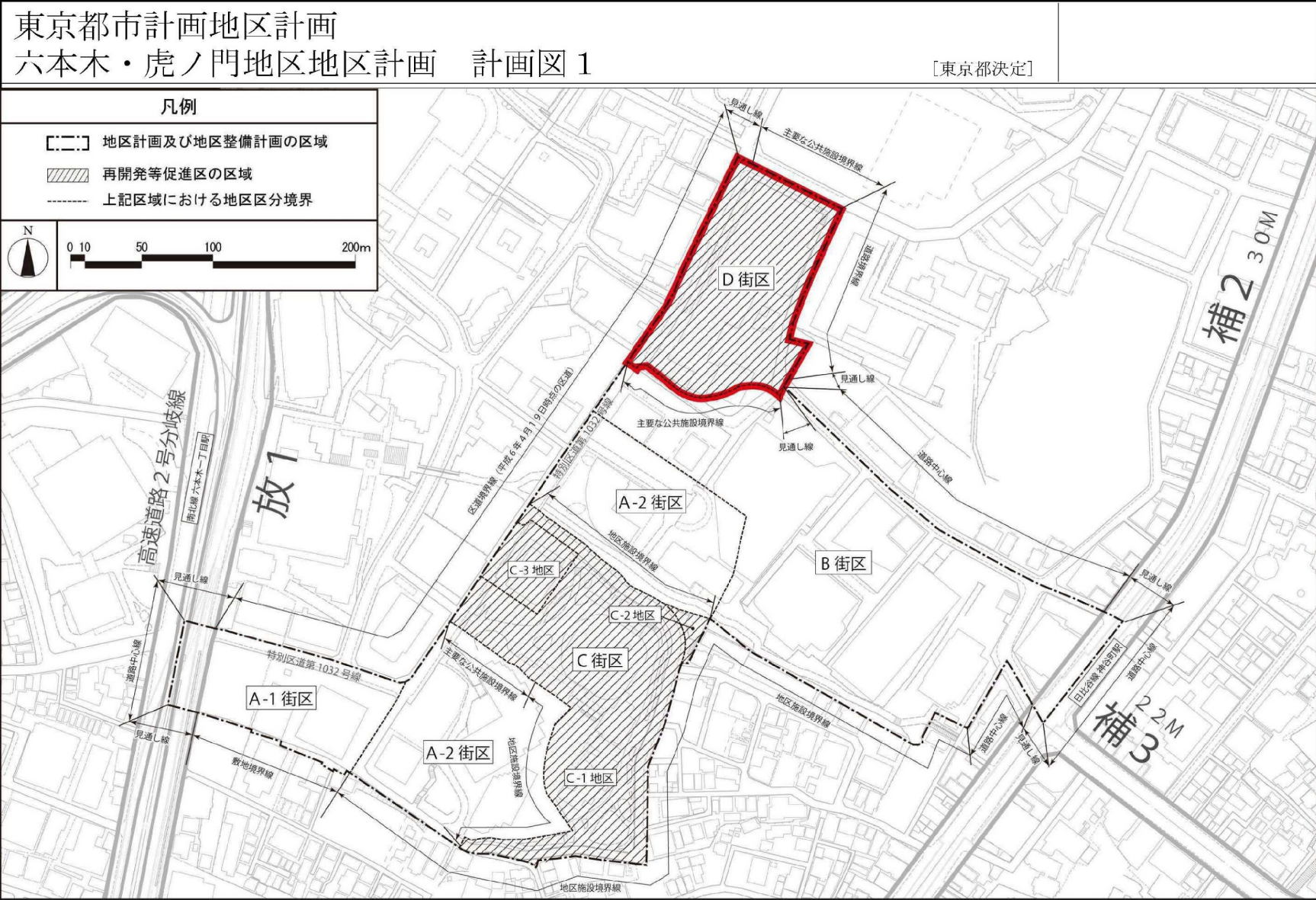
この地図は、国土地理院の承認（平成24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（1：2,500）を使用（5都市基交第1679号）して作成したものである。
無断複製を禁ずる。（承認番号）5都市基交第1679号、令和6年2月15日

東京都市計画地区計画 六本木・虎ノ門地区地区計画 航空写真

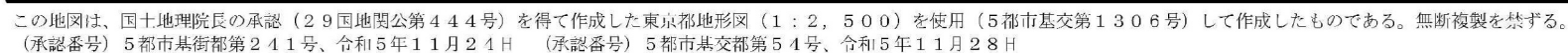
[東京都決定]



地図・空中写真閲覧サービス空中写真データ（国土地理院）をもとに作成。



[東京都決定]



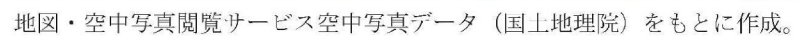
意見書の要旨

〔議第 7673 号〕

東京都市計画地区計画の変更に係る都市計画の案を令和 6 年 9 月 20 日から 2 週間公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 2 項の規定により、1 通（1 名）の意見書の提出があった。その意見書の要旨は次のとおりである。

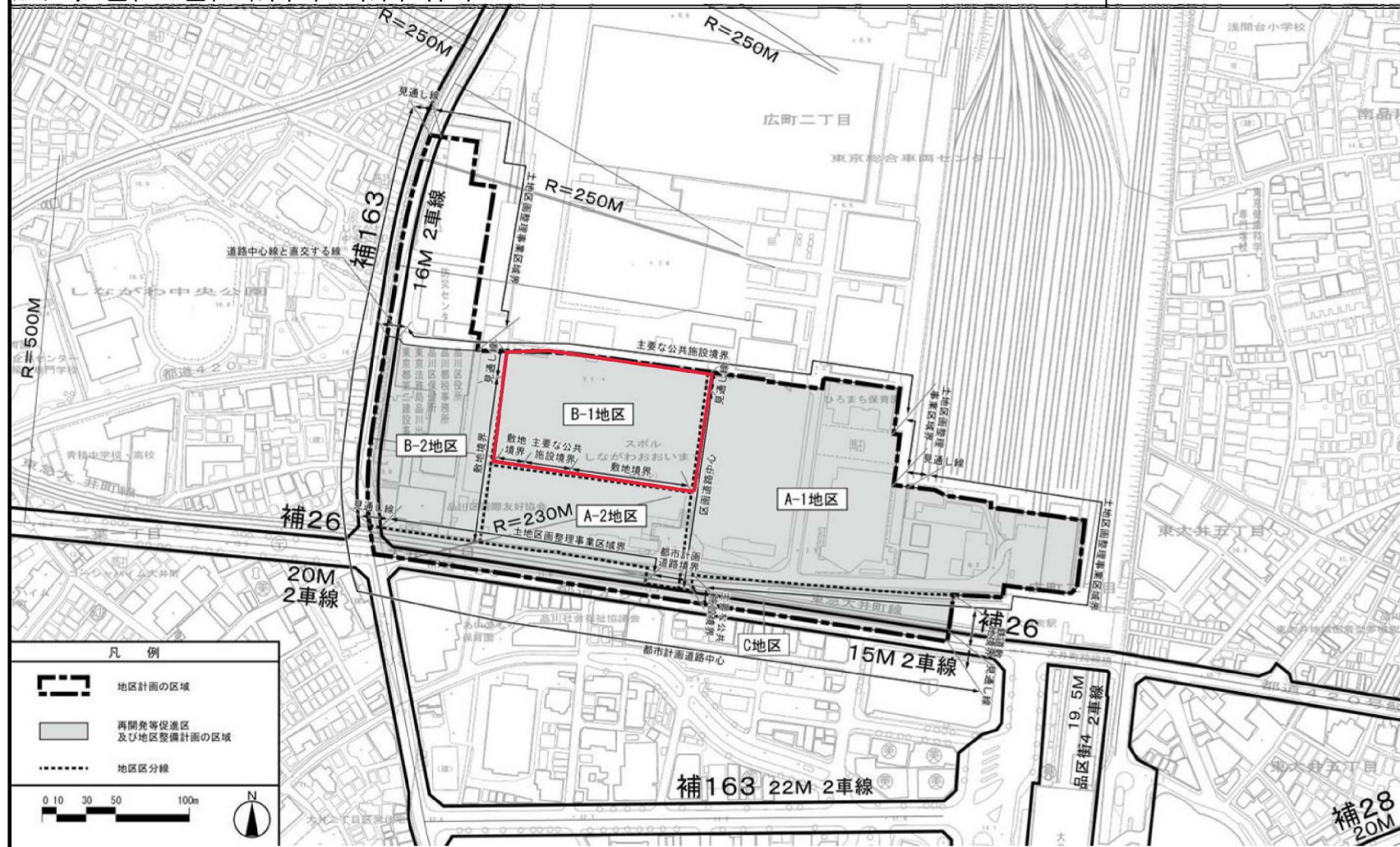
名 称	意 見 書 の 要 旨	東 京 都 の 見 解
東京都市計画 地区計画 六本木・虎ノ門 地区地区計画	I 賛成意見に関するもの なし II 反対意見に関するもの 1 通（1 名） 1 都市計画に関する意見 （1）A-2 街区から麻布台ヒルズに向かう道はこの春大変風が強く、危険な思いを度々した。B 街区のワールドゲイトの前もとても風が強くて通るのが大変である。麻布台ヒルズもワールドゲイトも風環境の検証をし開発されたと思うが、実際完成してみるとこのようなことになっている。今回の D 街区の開発でも検証をしっかりとされているとのことだったが、完成後をとっても心配している。出来上がった後でも何らかの工夫や対応をしていただけるように開発主体に対して要請をしていただければと思う。 2 その他の意見 （1）A-1 街区にかかる道路沿いは電線の地中化が行われていない。周辺は地中化されているのでそう難しいことではないように思う。周辺と合わせて早くきれいにしていいただければと思う。	I 賛成意見に関するもの II 反対意見に関するもの 1 都市計画に関する意見 （1）今回の開発に伴う風環境については、港区環境影響調査実施要綱に基づき、事業者が調査、予測を実施しており、植栽等による防風対策を講じることなどにより、住宅地相当、低中層市街地相当の風環境が確保される計画となっている。 また、建物の供用後においても、事業者は事後調査を行い、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、必要な措置を講じていくこととしている。 さらに、事業者は、計画の具体化にあわせ、周辺環境への影響がより小さくなるよう、検討していくこととしている。 2 その他の意見 （1）A-1 街区北側の特別区道第 1032 号線については、港区無電柱化推進計画において、優先整備路線に選定されており、沿道住民等との協働により合意形成を図りながら、優先的に無電柱化を推進することとされている。

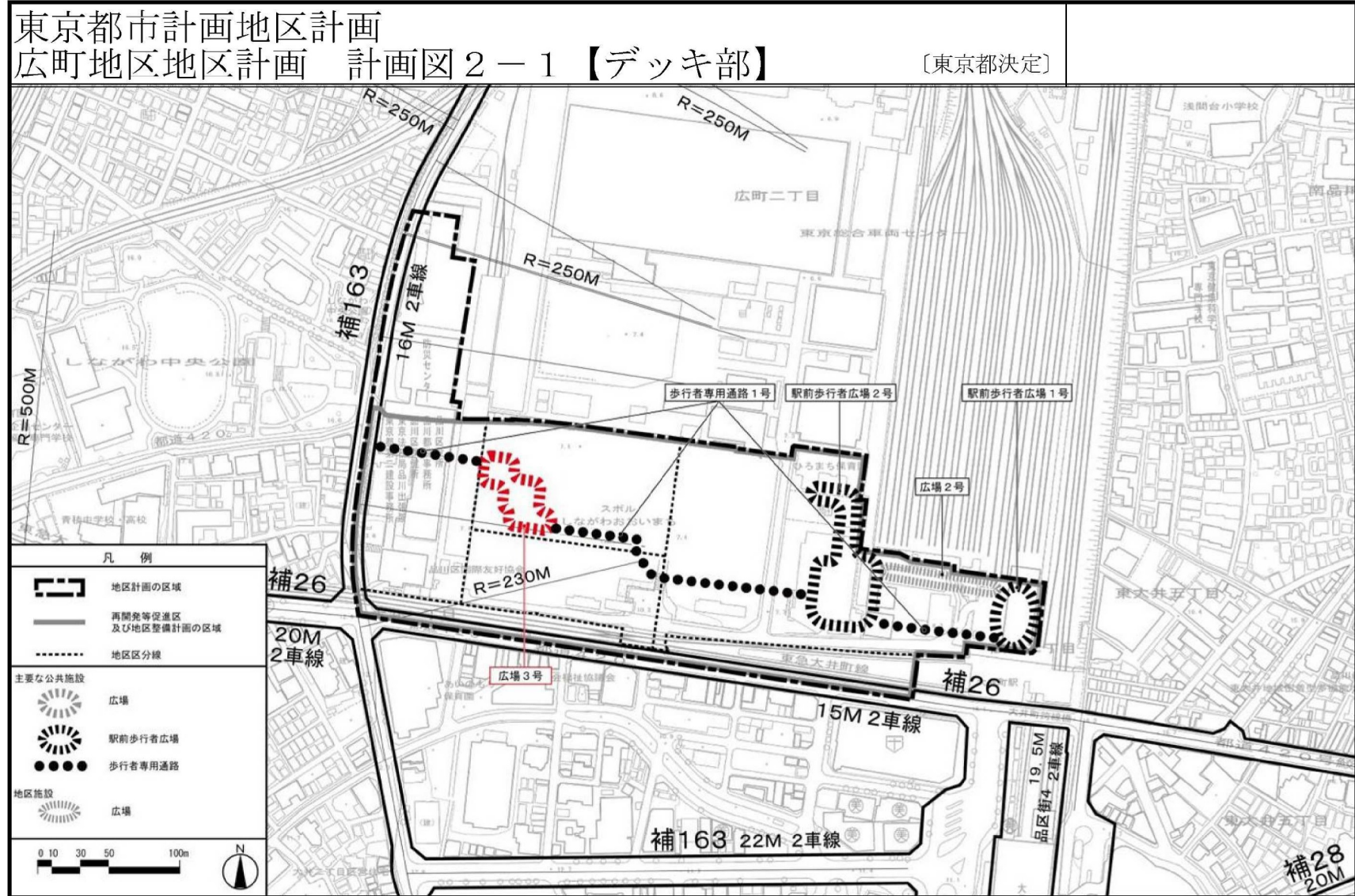
〔東京都決定〕



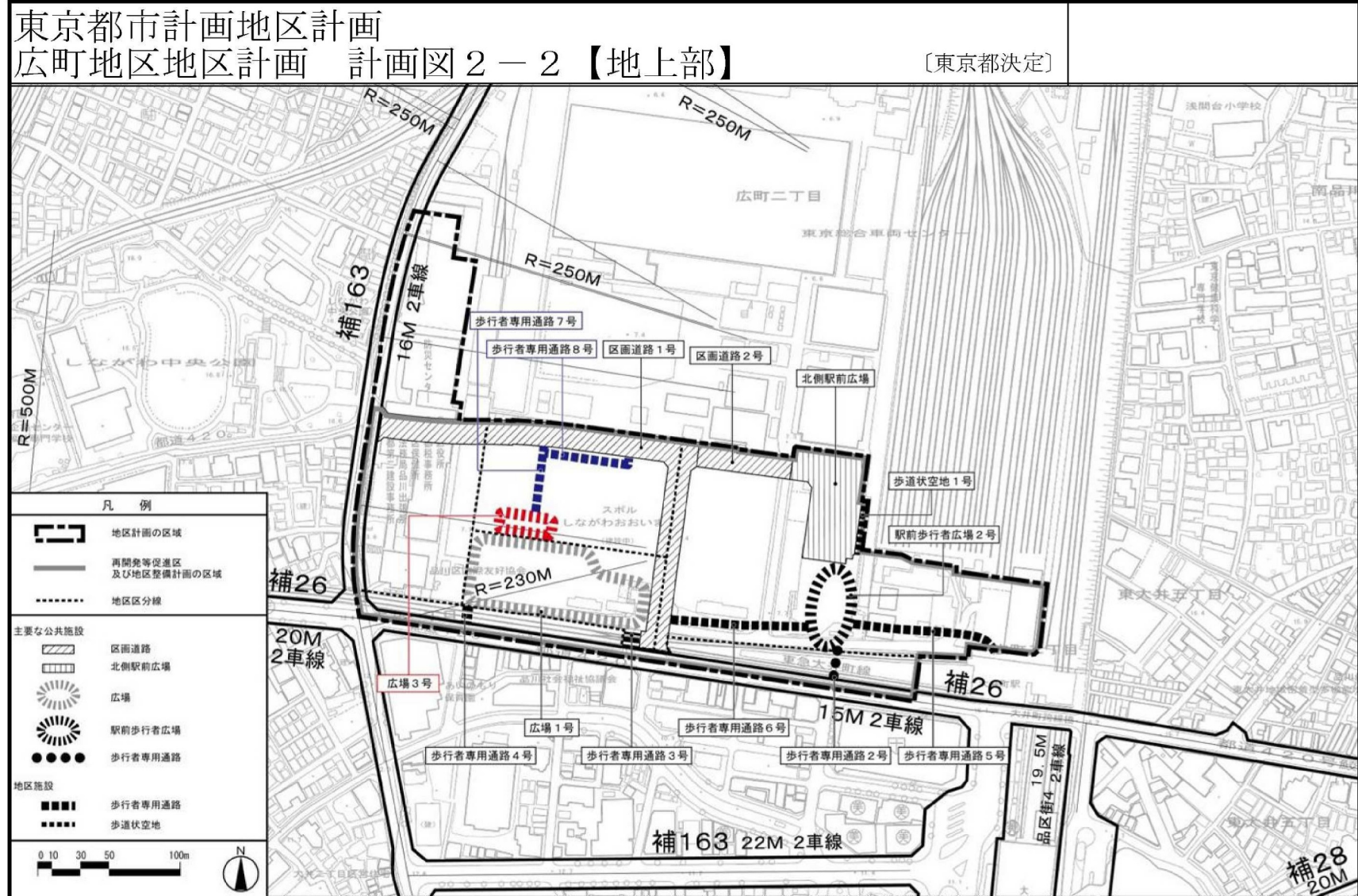
東京都市計画地区計画 広町地区地区計画 計画図 1

〔東京都決定〕





この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図を使用（6都市基交第447号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）6都市基街都第20号、令和6年4月22日



この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図を使用（6都市基交第447号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 （承認番号）6都市基街都第20号、令和6年4月22日

意見書の要旨

〔議第 7674 号〕

東京都市計画広町地区地区計画の変更に係る都市計画の案を令和 6 年 9 月 20 日から 2 週間公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 2 項の規定により、4 通（4 名）の意見書の提出があった。その意見書の要旨は次のとおりである。

名 称	意 見 書 の 要 旨	東 京 都 の 見 解
東京都市計画 地区計画 広町地区地区計画	I 賛成意見に関するもの なし II 反対意見に関するもの 3 通（3 名） 1 都市計画に関する意見 （1）本案件においても都市計画が住民の福祉や安寧、幸福を最優先した公共サービスの本質から逸脱して、連携企業との関係において、企業の利益を住民のそれに優先して計画が立てられ推進されようとしているのではないかと思わざるをえないような、説明会での曖昧さ、質疑への答えの不十分さ、対応している区職員の惰性或創意工夫の無さ、都の計画に盲従してこれの遂行のみに近視眼的に邁進し、住民の為の公僕であるという公務員の職務の本質を忘れてしまったかのような官僚主義のありようを見せられて、嘆息している。 新庁舎は急いで建て替える必要のないまだ耐用年数が残っている現庁舎である。物資の価格高騰、人件費の高騰により事業費も高騰しており、区民の為の福祉などのサービスをおろそかにしている品川区が区民の負担を増やしてまでこちらの建設を優先すべきではない。 情報の透明性が全く欠けていて、先進国で起こっている事業とは思いたくないほど、問題だらけの事業計画である。人権にかかわる国際条約など国内法より上位に合って尊重され	I 賛成意見に関するもの II 反対意見に関するもの 1 都市計画に関する意見 （1）、（2）広町地区は、大井町駅に近接する交通利便性の高い地区であるとともに、品川区役所等の行政機関が集積する品川区の中心的な拠点となっている。一方で駅周辺は、歩行者空間や避難可能なオープンスペースの不足、周辺道路との高低差による地域の分断、区庁舎の老朽化等の課題を抱えている。 当地区では、こうした状況を背景に策定された「大井町駅周辺地域まちづくり方針」を踏まえ、駅前広場や重層的な歩行者ネットワークの整備等による交通結節機能及び、区庁舎再編と連携した地域防災力の強化、緑とオープンスペースの形成などを図り、区の中心核にふさわしい複合拠点を形成するものである。また、新庁舎については、区民活動を活性化し、区の中心核としてのシビックコアの形成を支えるため、区民サービスの向上に資する行政機能や区民協働・交流機能等を配置する計画としている。 品川区役所の新庁舎を含む大井町駅周辺のまちづくりについて区は、平成 23 年 6 月に「大井町駅周辺地区まちづくり構

